

JIS法改正の概要

現行制度

新制度

1. JISマーク表示制度

国がJISマーク表示対象を指定

制度対象は、主務大臣が指定する鉱工業品等に限定(指定商品等)

指定商品等に対してJISマーク表示以外の規格該当性表示の禁止

マークを付することができる者は、製造業者、外国製造業者等

事業者が自主的に決定

制度対象は、認証可能な全ての製品JIS(各製造業者等が自由に選択)

自己責任によるJISマーク表示以外の規格該当性表示は自由

マークを付することができる者に、国内の輸入業者、販売業者、外国の輸出業者を追加

国による製品認証制度

主務大臣又は主務大臣が指定する者が実施

認定機関の指定の基準

主務大臣が省令で定める基準(経理的基礎及び技術的能力を有する、認定の公正な実施に支障を及ぼさない、等)

主務大臣が指定した検査機関による検査制度

現行JISマーク



民間第三者認証機関による製品認証制度

主務大臣の登録を受けた第三者認証機関が実施

認証機関の登録の基準

国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた国際的な基準(ISO/IECガイド65(製品認証機関に対する一般要求事項))

認証機関による定期的な検査(サーベイランス)の実施等

新JISマーク

<平成16年度、新デザイン策定予定>

国による制度の信頼性の確保措置

認定機関への監督措置

適合命令

業務規程(変更命令あり)、手数料は、認可制

製造業者等への監督措置

表示の除去、抹消、表示の付してある指定商品の販売停止の命令、認定の取消し

国による制度の信頼性の確保措置

認証機関への監督措置

適合命令、改善命令、財務諸表等の備付け等の義務付け

業務規程(変更命令なし)、手数料は、届出制

製造業者等への監督措置

表示の除去、抹消、表示の付してある製品の販売停止の命令(認証の取消しは、認証機関が実施)

既JISマーク表示認定工場に関する経過措置

平成17年10月1日の施行日から3年を経過する日(特定日:平成20年9月30日)までは、引き続き、現行JISマークを製品等に表示することができる。

2. JNLA制度

試験事業者の認定制度

認定の対象となる製品試験の範囲を、指定商品 以外の鉱工業品の試験に限定

試験事業者の認定基準

主務大臣が定める基準(試験を適確・円滑に行う技術的能力を有する、試験を適正に行うに必要な方法を定めている)

更新制なし

試験事業者の登録制度

登録の対象となる製品試験の範囲をJISで定める 全ての鉱工業品の試験に拡大

試験事業者の登録基準

国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた国際的な基準(ISO/IEC17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項))

更新制の導入

既JNLA認定試験事業者に関する経過措置

平成16年10月1日の施行日から起算して2年を経過する日又はその認定を受けた日から政令で定める登録の有効期間を経過する日のいずれか遅い日までの間は、新制度における登録を受けているものとみなす。

3. 今後のスケジュール

平成16年10月から新JNLA制度が、
平成17年度から新JISマーク表示制度がスタート

平成16年10月1日 新JNLA試験事業者の登録開始
平成17年4月1日 認証機関の登録申請受付開始
平成17年10月1日 認証機関の登録開始。登録認証機関による製造業者等の新JISマーク表示認証の申請受付開始。

お問い合わせ・ご相談

お問い合わせ・ご相談は、経済産業省 認証課 又は各地方経済産業局JIS担当課
(☎電話03-3501-9473,FAX03-3580-8598, e-mail: newjis@meti.go.jp)

までお寄せください。

日本工業標準調査会(JISC)ホームページ: <http://www.jisc.go.jp>